

## 住民税(市民税)について

問 市民税課 ☎20-1577

個人住民税は、その年の1月1日現在に住所があり、前年中に一定以上の所得があった人に課税されます。法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に課税されます。

### 給与所得者の特別徴収制度

事業所は、給与所得者の住民税を特別徴収(毎月給与天引き)することが原則となっています。住民税は6月から翌年5月まで特別徴収されますので、途中で退職した場合などは残りが普通徴収(納付書)になります。

### 年金の特別徴収制度

65歳以上の方で、年金所得に住民税がかかる場合は、年金より特別徴収(天引き)されることになります。

### パートやアルバイトの税金

扶養になっている主婦や学生がパートやアルバイトで働いた場合、扶養に入れる年収は所得税と同じ(103万円)ですが、扶養に入っても一定の金額(93万円)を超えると住民税の均等割や所得割がかかってきます。

### 住民税の申告

住民税の申告書は、扶養に入っている場合を除き、収入がなくても提出しなければなりません。申告がないと証明などが発行できませんのでご注意ください。

### 所得税の申告と還付申告

事業所得・不動産所得・譲渡所得などで確定申告をしなければならぬ人は、毎年2月中旬から3月中旬(※土日を除く)までが申告期間となっています。

また、所得税を源泉徴収されている方が医療費控除などで還付を受ける場合、税務署では1月4日から受付が始まります。

お問い合わせ 茂原税務署 ☎22-2166

## 固定資産税・都市計画税について

問 資産税課 ☎20-1579

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産(事業用資産に対し固定資産税のみ課税)を所有している個人や法人に課税されます。税額は、固定資産課税台帳に登録された価格をもとに算定された課税標準額に固定資産税は1.4%、都市計画税は0.2%の税率を乗じて算出します。

### 固定資産の縦覧

固定資産税の納税者(納税管理人・委任を受けた代理人)は、土地価格および家屋価格等縦覧帳簿を4月1日から第1期の納期限まで縦覧することができます。

### 所有者の変更

所有者が変更(売買・相続など)になった場合は、速やかに法務局で登記手続きを行ってください。売買されていても登記されていない場合は、登記されている方に課税されます。相続されていない場合は、相続登記がされるまでの間、故人に代わり納税される方の届出書を提出してください(通常は死亡届を出した方宛てに届出書を送付しています)。

### 土地の現況調査について

土地については、総務省が定める固定資産評価基準および茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領に基づき、その年の1月1日の現況により地目を認定し評価します。登記の地目と現況の地目が一致していない場合には、現況の地目によって認定します。

### 家屋を新築したとき

固定資産税評価額を算定するために、職員が調査に伺います。ご協力をお願いします。

### 家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合は、速やかに法務局で登記手続きを行ってください。未登記家屋などは資産税課への届け出がないと引き続き課税されることがあります。

### 登記していない家屋について

登記していない家屋について、所有者変更、取り壊しなどの異動があったときは、資産税課へ届け出てください。※登記物件は、法務局へ届け出をお願いします。

### 償却資産の申告について

市内に事業用の償却資産を所有している方は、地方税法第383条(償却資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産について1月31日までに申告していただく必要があります。

## 軽自動車税について

問 市民税課 ☎20-1577

毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車などの所有者に課税されます。

### 登録・廃車

原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農業用機械など)、ミニカー(50cc以下)などの登録や廃車は市役所で受け付けます。車を譲渡する、転出する、廃車をする場合などは必ず申請してください。

袖ヶ浦ナンバーの二輪車や軽自動車の登録および廃車は市役所ではできませんので、下記にお問い合わせください。

### 袖ヶ浦ナンバーの二輪車

千葉運輸支局袖ヶ浦自動車検査登録事務所  
☎050-5540-2025

### 四輪の軽自動車

軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所  
☎050-3816-3116

## 納税について

問 収税課 ☎20-1578

### 納付にはコンビニエンスストアも利用できます

納付場所は、千葉銀行ほか収納代理金融機関の本・支店、関東各都県および山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局、市役所内千葉銀行派出所、市役所本納支所およびコンビニエンスストアです。

※下記に該当する場合は、コンビニエンスストアで納付ができませんのでご注意ください。

- 金額を訂正した場合
- バーコードの印刷がない場合  
(1納付書あたりの納付金額が30万円を超える場合)
- バーコードが読み取れない場合
- コンビニエンスストアでの使用期限を過ぎた場合

オートバイ買取、販売、修理 エリアマップ9回 E-1

## MCM 茂原店

オートバイの事ならなんでもご相談ください。オートバイ回収、買い取りいたします。

■茂原市南吉田2840-1  
■TEL:0475-30-9575 ■FAX:0475-30-9576  
■営業時間/10:00~19:00(13時~14時は休み)  
■定休日/月曜(臨時休業あり)



あり

税理士 エリアマップ4回 A-1

## 高瀬義治税理士事務所

税務会計業務・相談・記帳 等

■茂原市高師814-3  
■TEL:0475-22-3521  
■FAX:0475-24-9775



あり(事務所前)

税理士事務所 エリアマップ6回 C-5

電子申告お任せください!

## 古山茂久税理士事務所

●記帳代行 ●税務相談・申告 ●給与・年調・社保 ●電子申告 ●会社設立

■茂原市西野289-3  
■TEL:0475-30-4610 ■FAX:0475-30-4630  
■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/土曜・日曜・祝日

あり

税理士 エリアマップ11回 C-4

## 千代延恵夫税理士事務所

税務相談 法人税・所得税・相続税  
その他、税に関することはお気軽にお問い合わせください。

■茂原市東部台1-8-12  
■TEL:0475-23-3081 ■FAX:0475-23-5470  
■定休日/土曜・日曜・祝日  
税理士 千葉県税理士会茂原支部

あり